

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第19号

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則（昭和39年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(指定管理者による管理の基準等)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、<u>香川県立武道館又は香川県立総合水泳プール</u>（以下「体育館等」という。）の運営を行うこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 香川県立総合水泳プール</u> 第2条の2及び第7条</p> <p>5 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条の2 香川県立総合水泳プールに、総務課及び業務指導課を置く。</p> <p>第7条 香川県立総合水泳プールに、次の職員を置く。</p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) 次長</p> <p>(3) 課長</p> <p>(4) 主任体育主事</p> <p>(5) 主任</p> <p>(6) 体育主事</p> <p>(7) その他の職員</p> <p>(指定管理者による管理の基準等)</p> <p>第19条 条例第6条第6項の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館<u>又は香川県立武道館</u>（以下「体育館等」という。）の運営を行うこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次の各号に掲げる体育館等の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該各号に掲げる規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5 略</p>

(利用料金)

第20条 略

(1)～(4) 略

(5) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の6の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

別表第1 (第13条、第20条関係)

1～5 略

6 香川県立総合水泳プール使用料

(1)～(4) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(利用料金)

第20条 条例別表の規定に基づき、教育委員会規則で定める体育館等の利用料金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 略

別表第1 (第13条、第20条関係)

1～5 略

6 香川県立総合水泳プール使用料

(1)・(2) 略

(3) 会議室又は記録室の冷暖房を利用する場合

利 用 区 分		冷房使用料	暖房使用料
		円	円
会 議 室	1 時間につき	370	330
記 録 室	1 時間につき	180	160

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利 用 区 分	単 位	使用料の額
		円
自動審判計時装置	1 式 1 回 (4 時間以内)	2,240
	4 時間を超えたとき 1 時間につき	560
放 送 設 備	1 式 1 回 (4 時間以内)	1,680
	4 時間を超えたとき 1 時間につき	420
テ ン ト	1 張 り 1 回	320
コインロッカー	1 回	50